

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
マイカー規制による低炭素化促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第7号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園の利用における低炭素化の取り組みの強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 補助対象者の要件

ア 地域におけるマイカー規制を含む自動車利用適正化への取り組みを行う地域協議会（以下「地域協議会」という）の構成員又は地域協議会から推薦され自然環境局長の承認を得た者であること。

イ 要綱第4条第1項第7号（ア）の事業にあつては、マイカー規制区間において道路運送法第3条第1項に規定された一般旅客自動車運送事業を営業者その他環境大臣が認定した者であること。なお、認定の審査は、補助金の交付決定がなされたことをもって認定されたものとする。

(2) 補助対象車両及び設備

ア 要綱第4条第1項第7号（ア）で規定する「低炭素化となる車両」はハイブリッド自動車、CNG（天然ガス）自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、その他これに準ずるものとして環境大臣が認定した車両であること。

イ 要綱第4条第1項第7号（ア）で規定する「燃料供給設備」は天然ガス供給設備、水素充填設備、急速・普通充電設備をいう。

ウ 要綱第4条第1項第7号（イ）で規定する「充電設備」は急速・普通充電設備をいう。

(3) 地域協議会

①目的

自然公園内の各地域ごとに、地方自治体、交通業者等が参画し、マイカー規制を含む自動車利用適正化への取り組みを推進することを目的とする。

②要件

構成員として、都道府県、市町村、交通業者、駐車場事業者、環境省地方環境事務所、その他交通関係者が含まれていること。なお、既に類似の

協議会や団体等がある場合は、それを活用することは差し支えない。

③ 役割

- ア 構成員から当該補助金にかかる協議があった場合は、他事業者との調整を図った上で地域として自動車利用の低炭素化へ取り組む地域事業計画を策定し、要望書に添付の上、自然環境局長に提出を行うこと。
- イ 自然環境局長より補助対象地域内定通知書が通知された場合は、速やかに地域事業計画に記載された補助対象事業者へその旨通知し、要綱第6条に規定された交付申請書の提出を促すこと。
- ウ 協議会構成員以外の事業者から推薦依頼があった際は、内定された地域事業計画に適合する内容と確認された場合には、自然環境局長に様式3により推薦を行うこと。

(4) 補助対象地域の内定

地域協議会から自然環境局長あてに提出された要望書及び3年程度（3年以内とする）の地域事業計画（様式1-1、2）について、下記要件を満たすもののうち、二酸化炭素削減量の多い地域から補助対象地域の選定を行い、様式2により補助対象地域内定通知書を送付する。

- ア マイカー規制を実施、或いは3年以内に実施予定の地域であること。
ただし、要綱第4条第1項第7号（ア）における燃料供給設備又は要綱第4条第1項第7号（イ）における充電設備は、効率的な配備として認められるものであれば、地域外における整備も妨げない。
- イ 地域における自動車利用の低炭素化を促進するものであること。
- ウ 要綱第4条第1項第7号（ア）の車両導入事業を実施するものであること。ただし、既に低炭素化された車両が導入されている場合、その他自然環境局長が認定したものについては、この限りではない。
- エ 1地域あたり必要とされる補助金の額が、1年間あたり1,500万円以内であること。

(5) 交付の対象となる事業の要件

- ア (4)において内定された補助対象地域の事業であること。
- イ 新たに導入される車両は、導入前の車両より低炭素化が図られるものであり、かつマイカー規制区間の代替交通機関として利用されるものであること。なお、低炭素化に関わる装備以外の装備は補助対象とならない。
- ウ 燃料供給設備は、補助対象者又はマイカー規制区間における代替交通機関を運営する者により、主として使用されるものであること。
- エ 充電設備は、マイカー規制地域の乗り換え基地に整備され、広く一般の利用者に供用されるものであること。
- オ 燃料供給設備及び充電設備の整備用地の確保が適正になされている又はなされる予定があること。

(6) 補助の上限額

ア 1単位辺りの補助の上限額は、以下の通りとする。

タクシー（一般乗用旅客自動車事業） 150万円／1台

バス（タクシー以外の旅客自動車事業） 1,500万円／1台

燃料供給設備・充電設備 3,000万円／1式

イ 補助金の額については、予算の執行状況に応じて決定するものとする。

(7) 維持管理

導入した車両・設備は、事業主体の責任の下で適切な維持管理を講じること。

附 則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。

(様式 1 - 1)

平成 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
地域協議会名称
代表者氏名 印

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金交付要望書
(対象地域選定)

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金の交付対象地域となるよう要望したいので下記の通り提出します。

記

1. 国立公園及び地域名

2. 補助対象事業 (該当事業に☑) 及び対象事業者

- 低炭素化になる車両の導入 (要綱第 4 条第 1 項第 7 号 (ア))
(事業者:)
- 燃料供給設備の整備 (要綱第 4 条第 1 項第 7 号 (ア))
(事業者:)
- 充電設備の整備 (要綱第 4 条第 1 項第 7 号 (イ))
(事業者:)

3. 総事業費 (概算)

4. 補助対象経費 (概算)

5. 国庫補助金相当額 (概算、ただし、1,500 万円以下であること。)

6. 事業内容及び事業計画の概要

※詳細の計画として様式 1 - 2 の地域事業計画書を添付すること。

(様式 1 - 2)

マイカー規制による低炭素化促進事業にかかる地域事業計画

地域協議会名 (担当者名・連絡先)	
補助要望期間(3年以下)	平成 年 ~ 平成 年
マイカー規制区間・期間	
代替交通による利用者の輸送量(利用者数、交通量等)	
目的(地域として目指す低炭素化のシステム)	
補助要望事業の概要	※以下の各欄に事業毎に補助対象の数量、補助対象事業者、補助相当額、年次計画等を記載すること。(数量は概数可) ※車両の導入を実施しない場合は、導入状況或いは導入予定状況を該当欄に記入すること。
低炭素化になる車両の導入(要綱第4条第1項第7号(ア))	
燃料供給設備の整備(要綱第4条第1項第7号(ア))	
充電設備の整備(要綱第4条第1項第7号(イ))	

(添付書類)

- ①協議会規約及び構成員名簿
- ②事業箇所が確認できる位置図
- ③当該地域のマイカー規制の状況が確認できる資料(パンフレット等)
- ④導入する車両・設備の概要がわかる書類(カタログ、簡単な見積もり等)

(様式2)

平成 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

推薦者
協議会名称
代表者氏名
住所

印

マイカー規制による低炭素化促進事業推薦書

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金の申請を行う対象者として、マイカー規制による低炭素化促進事業実施要領第2(3)③の規定により下記のとおり推薦します。

記

1. 事業者名及び事業内容
2. 推薦する理由
3. 当該地域におけるマイカー規制や地域協議会などとの関係について

(様式 3)

平成 年 月 日
環自国第 号

地域協議会

自然環境局長

平成 年度マイカー規制による低炭素化促進事業費補助対象地域内定通知書

平成 年 月 日付けで貴協議会より申請のあった平成 年マイカー規制による低炭素化促進事業費補助金について、 地域を補助対象地域として内定したので、マイカー規制による低炭素化促進事業実施要領 2 (4) の規定により通知する。

記

1. 地域名：
マイカー規制区間：
2. 内容：別紙「地域事業計画」のとおり。